

# 山梨県における統括保健師等のネットワーク ～マネジメント能力を発揮するために～



YAMANASHI



山梨県 福祉保健部

主幹/統括保健師 渡辺 千奈美

# お伝えしたいこと

1. 県職保健師の現状  
保健師の配属場所や職位
2. 保健師人材育成について
3. 統括保健師等と健康危機管理体制確保のための総合的マネジメント保健師（以下マネジメント保健師）の配置とその役割
4. 県職保健師の配置や人材育成上の課題

# 山梨県保健所設置状況



保健福祉事務所（保健所）4か所  
保健所設置市1カ所

人口：791,124人  
令和3年人口動態統計  
出生：4,966人  
(R3.10.1現在)  
高齢化率：31.2%  
(R4.4.1現在)  
市町村数：27市町村  
13市 8町 6村  
保健師数：県70人 (R5)  
市町村336人 (R4)  
二次医療圏：4医療圏  
中北・峡東・峡南・富士東部  
保健所：4保健福祉事務所  
1保健所設置市



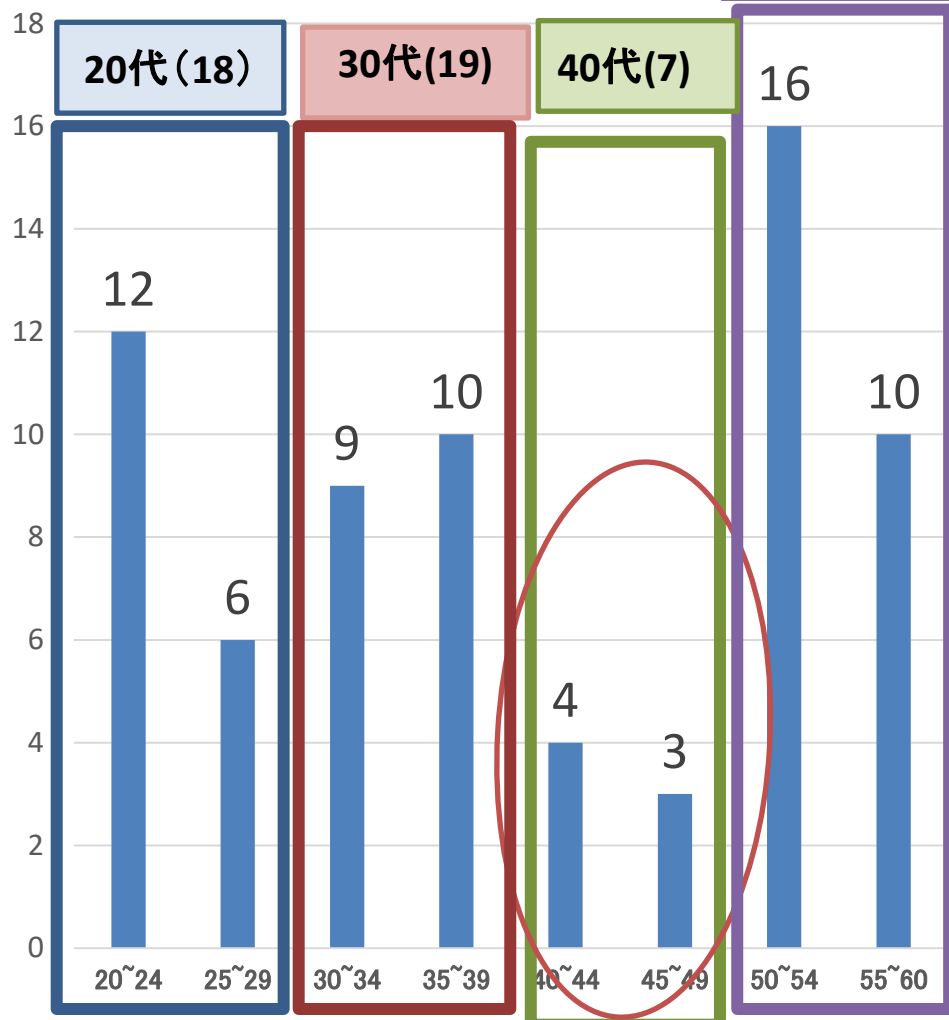
※保健師数：R4.5.1市町村に所属する常勤保健師数

# 県職員保健師の状況

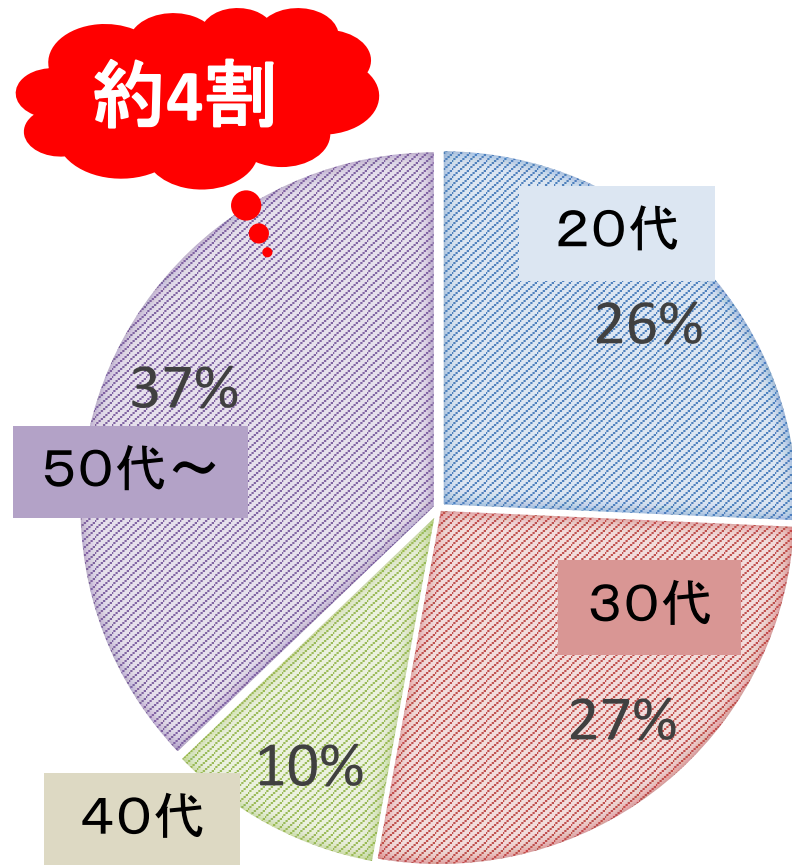
## ①年代別状況

N=70人

年代別人数



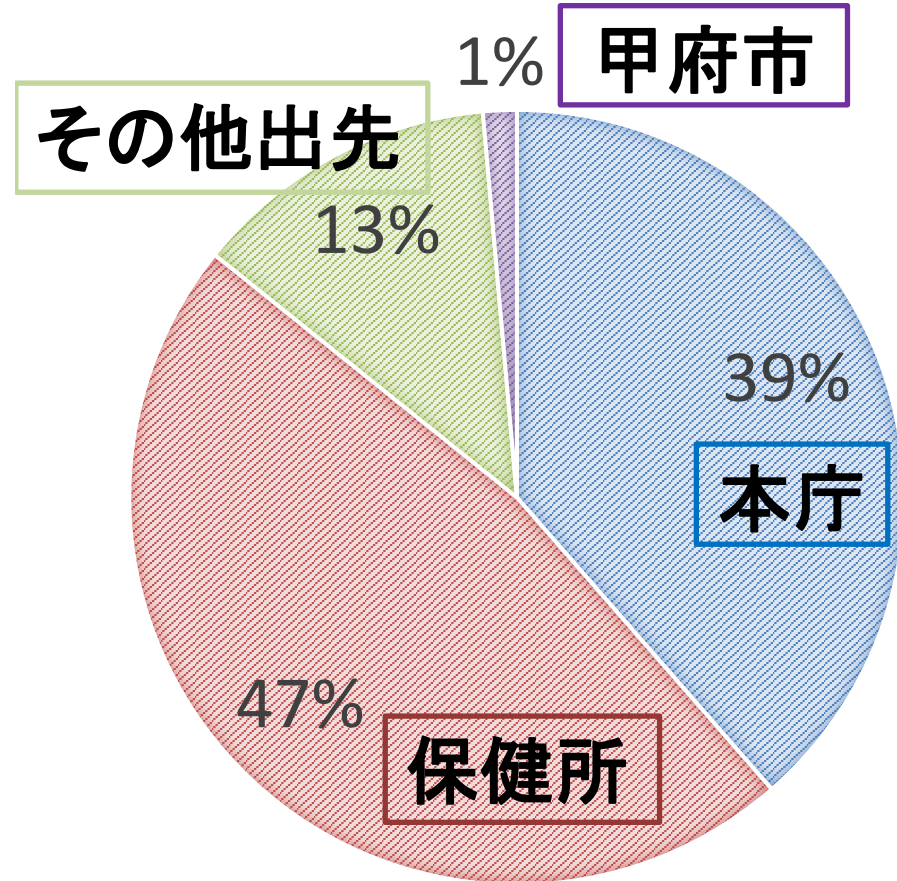
年代別構成割合



# 県職員保健師の状況

## ②所属別状況




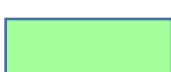

所属別	人数
本庁	27
保健所	33
その他出先	9
甲府市	1
計	70



# 県職員保健師配置所属(令和5年度)

令和5年4月1現在

本庁	27人
保健所	33人
その他出先	9人
甲府市	1人
合計	70人

	福祉保健部		その他の部局等
	子育て支援局		甲府市
	感染症対策センター		

福祉保健部(1) 主幹	健康長寿推進課(3) 指導監	国保援護課(2) 課長	医務課(3) 指導監	健康増進課(6) 指導監	子育て政策課(1)
----------------	-------------------	----------------	---------------	-----------------	-----------

感染症対策センター 感染症対策企画グループ(2) 指導監	感染症対策センター 新型コロナウイルス対策グループ(1)	職員厚生課(5) 管理監	福利給与課(3)	甲府市(1) (医務感染症課) 課長
------------------------------------	---------------------------------	-----------------	----------	--------------------------

精神保健福祉センター(2)	県立大学(1)	女性相談所(1) 所長	中央児童相談所(1)	都留児童相談所(1)	こころの発達総合支援センター(3)課長
---------------	---------	----------------	------------	------------	---------------------

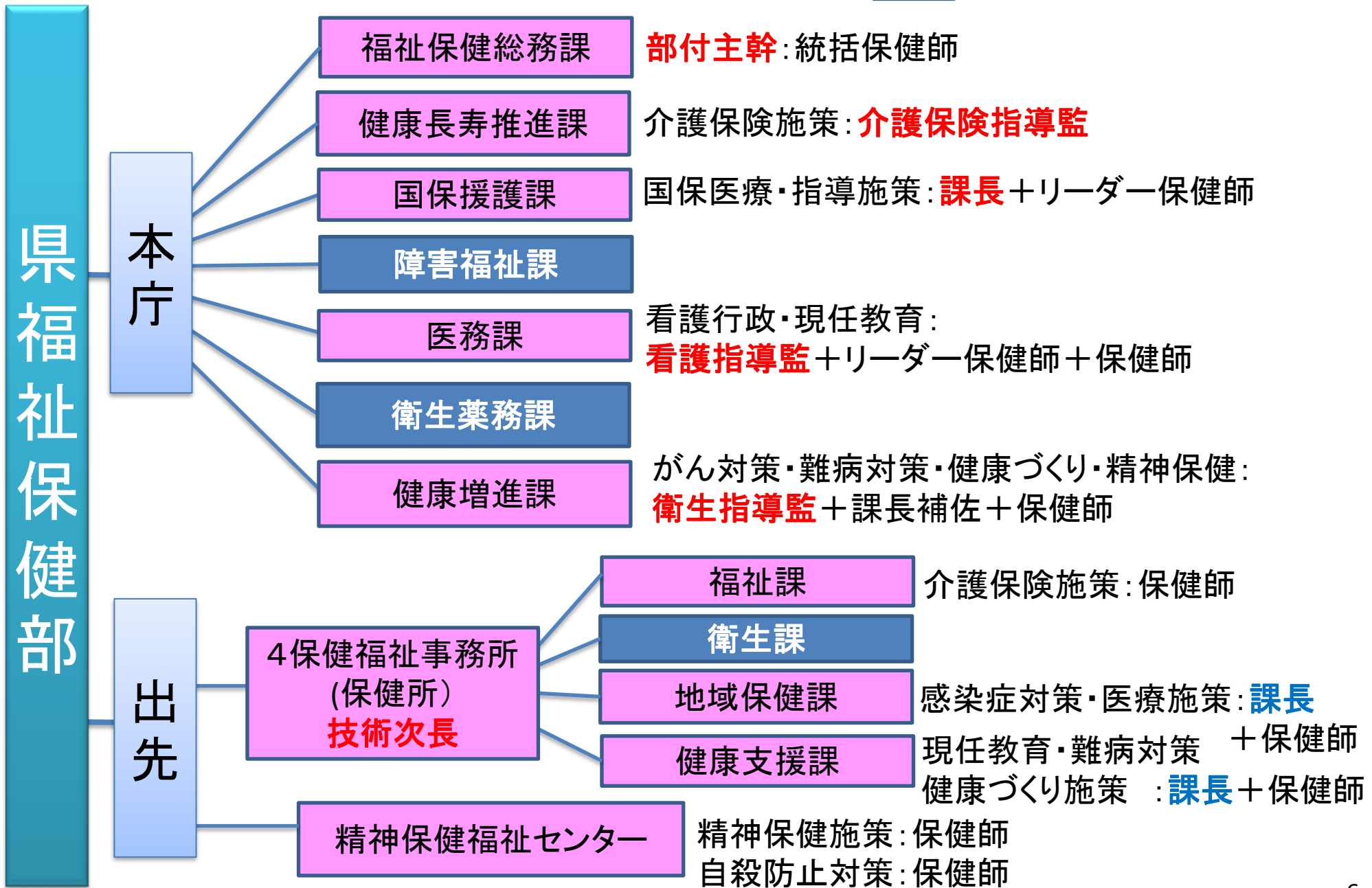
中北保健福祉事務所(11) + 甲府市(1) 次長	峡東保健福祉事務所(8) 次長	峡南保健福祉事務所(6) 次長	富士・東部保健福祉事務所(8) 次長
健康支援課(7) 課長+(5)+甲府市(1)	健康支援課(4) 課長+(3)	健康支援課(3) 課長+(2)	健康支援課(4) 課長+(3)
地域保健課(2) 課長+(1)	地域保健課(2) 課長+(1)	地域保健課(1)	地域保健課(2) 課長+(1)
長寿介護(2)	長寿介護課(1)	長寿介護課(1)	長寿介護課(1)

- ・ 県職保健師70名
- ・ 福祉保健部の配置が多い。
- ・ 福祉保健部の中でも管理職に保健師



福祉保健部における保健師の配置(令和5年度)

保健師が配置されている部署



# 山梨県内における保健師人材育成に係る経過と取組

- ◆昭和61年 保健所・市町村保健婦活動に関する指針策定
- ◆平成15年 「地域保健従事者の資質向上に関する検討会報告書」  
(H15.3厚生労働省)
- ◆平成16年 災害時における保健師活動マニュアル策定  
「保健師現任教育の実態把握調査」を県独自に実施  
⇒課題: OJTが効果的に実施されていない、OJTの教育システムがない等

◆平成17年 市町村合併、保健所の再編(8保健所⇒4保健所1支所)

◆平成18年 山梨県保健師活動指針策定

◆平成19年 山梨県保健師現任教育マニュアル策定

◆平成24年 山梨県保健師現任教育マニュアル一部改訂  
「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」(H23.2)

保健所に管内の  
現任教育推進が  
位置づけられた。

※人材育成の中核となる保健所を中北保健福祉事務所(中北保健所)に位置づけた。

◆平成26年 山梨県保健師活動指針改訂

◆平成29年 山梨県保健師現任教育マニュアル改訂

「保健師のあり方等に関する検討会最終とりまとめ」(H28.3)

※キャリアラダー、キャリアパスを活用した人材育成





参加  
○各自治体の行政研修  
○看護協会・大学等の研修

参加

**各自治体・各所属** ※ OJT(職場内研修)を推進する  
○計画的な研修への参加、研修の企画 : 現場の実践能力の課題に応じた研修会に参加できるように計画するとともに自治体独自の研修の企画・実施・評価をする  
○キャリアラダーに基づいたOJT体制づくり  
○新任者への指導体制づくり: 実施指導者(プリセプター)を置きOJT体制を構築

自己啓発

国立保健医療科学院等研修

○修了者  
・研修企画  
・講師・助言者

○公衆衛生看護技術者養成研修  
専門課程Ⅱ:1年間  
専門課程Ⅲ:3ヶ月

協力・参画

大学等  
○研修企画  
○講師・助言者

協力・連携

県医務課  
○県全体の現任教育体制の推進  
○県全体の保健師の現任教育の評価・検討  
○県保健師の派遣研修の計画・調整  
○全市町村が対象となる研修の企画調整

協働・連携

技術次長や現任教育担当課の課長が保健師の場合、統括保健師の役割を担う。

連携・支援

## Ⅱ 保健所(中北、峡東、峡南、富士・東部)

【各管内の現任教育の拠点として保健師の研修企画・実施・評価を行う】

- ① **キャリアレベル別研修** : A-1~A-5 地域特性や専門的な実践能力の目標を踏まえ実施
- 現任教育担当者の配置
  - 管内の特性に応じたキャリアレベル別研修の企画、実施、評価
  - 中核となる保健所と連動した研修
  - 管内市町村が行うOJT支援

連携・支援

## Ⅰ 人材育成の中核となる保健所(中北保健所) ~ 研修責任者の配置

【現任教育研修の評価・検討】

- ① **保健師現任教育運営会議**(保健所、市町村、大学、県医務課)  
集合研修の企画、評価、保健所実施研修の助言 等

【集合研修の実施】

- ② **新任(採用後1年未満)保健師研修** ③ **実地指導者(プリセプター)研修** ④ **現任教育担当者研修**  
⑤ **統括的役割を担う保健師(A-5相当)研修**

※厚生労働省

○H22, 4 免許取得後の臨地研修が努力義務化(保健師助産師看護師法改正)

○H23, 2 「新人看護職員研修ガイドライン~保健師編~」作成 →人材育成の中核となる保健所の位置づけを例示

○H28, 3 「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終取りまとめ「~自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて~」の公表

# 山梨県職保健師会（自主的組織）の取組



- ◆平成17年 山梨県職保健師会設立
- ◆平成30年 山梨県職保健師人材育成計画（キャリアパス）策定
- ◆平成31年 山梨県職保健師の統括保健師の配置と連携のイメージを自主課長会で確認  
山梨県職保健師の現任教育マニュアルにおける面接等実施要領を作成
- ◆令和4年～5年 山梨県職員（保健師）の  
**基本的なキャリアパスの策定への取組**

## 山梨県職保健師会の活動

- ・研修会：1-2回（研修開催は夜や土曜日）
  - ・グループ別研修会：**自主課長会 1回/月**
- ・意見交換会・紀要作成：研究や活動報告をまとめたもの

## 【山梨県職員(保健師)の基本的なキャリアパス】 抜粋

経験年数		入庁後2～3年		5年間		6年間		8年間		8年間			
年齢の目安		23歳		26歳		31歳		37～44歳		45～52歳		53歳～	
県職員	職位	技師				主任		副主査・主査		副主幹・主幹 出先課長・本庁 担当課長補佐		出先次長 本庁指導監	所属長 部付主幹
	各ステージの位置づけ	基礎的能力の修得期 人材診断による特性分析		職務遂行能力の向上期 キャリアデザイン形成期		職務遂行能力の 向上期		初級マネジメント能力養成、活用期		中級マネジメント能力養成、活用期		トップマネジメント能力活用期	
健康危機発生時における役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生後、指導者の元で、必要な対応を実施できる。</li> <li>・現状を把握し情報を整理し上司に報告することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生後、周囲の保健師や他の職種と協力して、必要な対応を実施できる。</li> <li>・発生要因を分析し、二次的健康被害を予測し予防するための活動を主体的に実施できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報を整理し、組織内外の関係者と共有できる。</li> <li>・変化する状況を分析し、二次的健康被害を予測し、予防活動を計画、実施できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県防災計画や医療救護マニュアル、災害時保健師活動マニュアル等や体制の見直し含め、健康被害を予測し、回避するための対応方法について、変化を踏まえて見直しができる。</li> <li>・組織内の関係部署と連携、調整できる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に起こる複雑な状況に、組織の代表者を補佐し、関係者と連携し、対応できる。</li> <li>・部下が危機管理マニュアルに沿って行動できるよう訓練の実施を指示できる。</li> <li>・有事に、組織の対応方針に基づき、組織内の人的物的資源等の調整や管理ができる。</li> </ul>			

健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメント機能

# 山梨県統括保健師配置の経緯

## ◆平成30年度～令和元年度

・各保健所でその管内の現任教育を推進している現状の中で、**保健所には地域統括保健師**の配置するなどを検討し、その後、部の組織の了解を取り付ける動きがあったが令和元年度末に、新型コロナが発生したためできなかった。

## ◆令和2年度

・保健師の現任教育を担当する課や保健師が多く所属する所管課に説明し、設置要綱を策定した方がよいとアドバイス受け、人事課にも説明したところ、「設置要綱については、すでに取り組んでいることを明文化したものであり、問題なし。保健師の人材育成が更に進むものと期待している」とコメント受け、年度末に統括保健師等設置要綱を策定し、関係機関に周知している。当時の部付主幹が関係部局に出向き説明

※このときには、保健師は、新型コロナウイルス感染症対応で、すでに部局横断的な調整役を果たしていたことから了解を得られやすかった。

## ◆令和3年度

・要綱を関係機関に送付し、本庁に統括保健師と統括保健師補佐、各保健所に地域統括保健師を設置した。統括保健師、保健所の地域統括保健師を事務分掌表に明記できた。

# 健康危機管理体制確保のための 総合的マネジメント保健師の配置の経緯

## ◆令和4年度

・マネジメント保健師の配置については、統括保健師等で①誰が担っていくことがよいのか、②今後の人員配置もことも考慮し、③要綱上どのように位置づけるかなど検討。

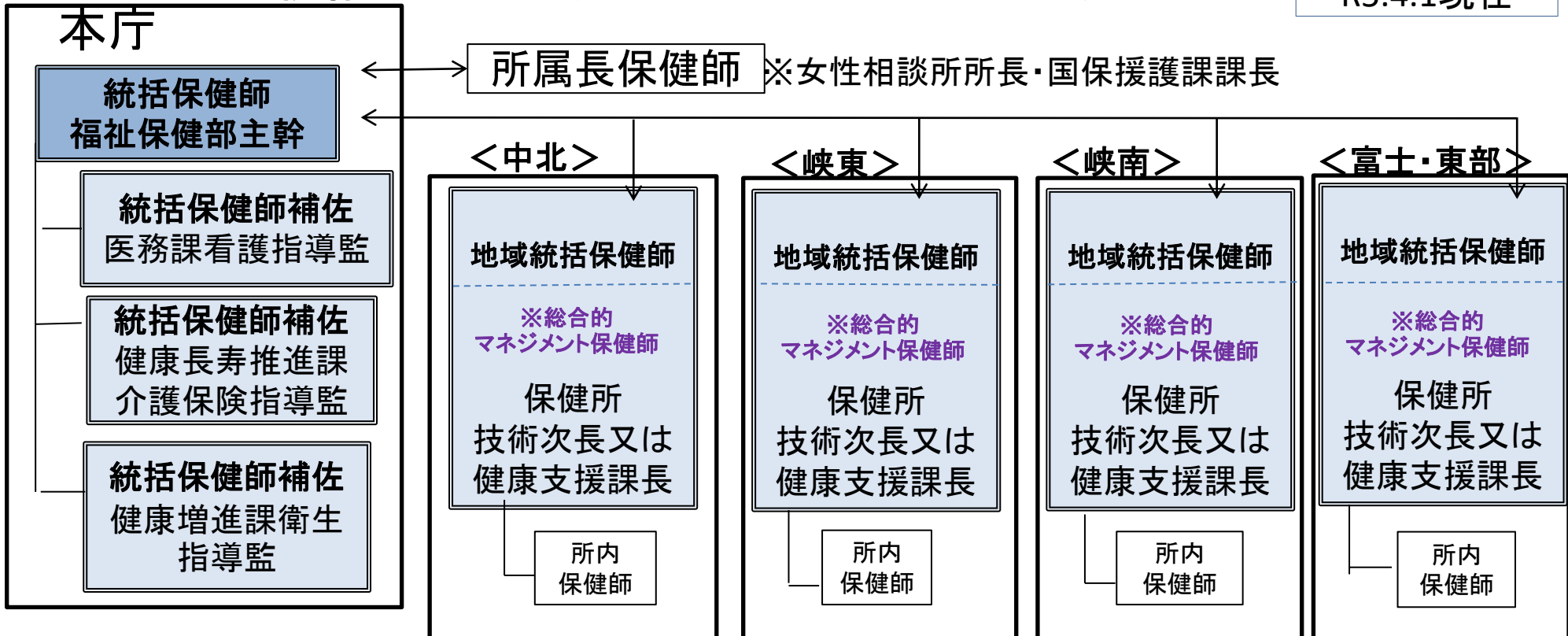
## ◆令和5年度

・従来の統括保健師の設置要綱の一部改正と、総合的マネジメント保健師の配置についての新たな要綱策定について部の幹部の了解を得て、要綱を策定。

・地域統括保健師を担っている保健所の技術次長(保健師)を「マネジメント保健師」として位置づけ、事務分掌に明記した。

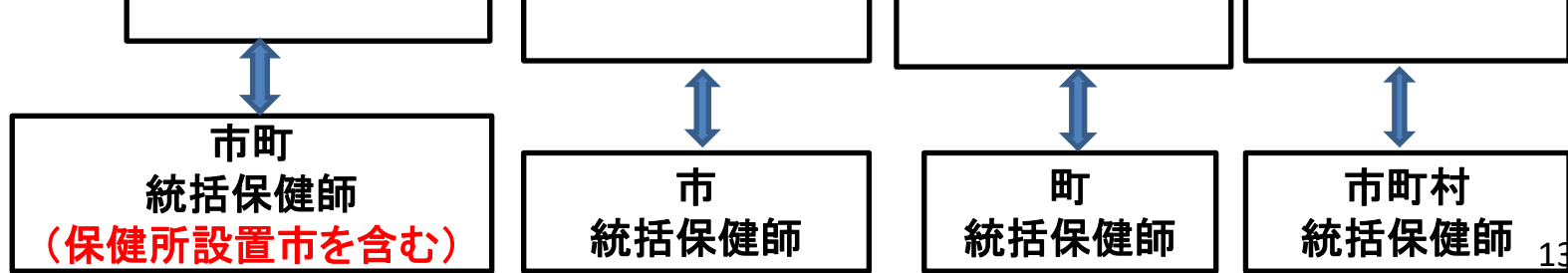
# 統括保健師(県職保健師)の配置と連携イメージ

R5.4.1現在



○総合的マネジメントを担う保健師の主な役割

- 健康危機管理体制マネジメント保健師は、保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担う。
- ※総合的マネジメント保健師は、保健所の技術次長又は地域保健課長





## <統括保健師の役割>

### ・県職保健師全てのとりまとめ役

(保健師全体の状況を把握し調整する)

- ・ 県職保健師の保健師活動に対する**組織横断的な調整**
- ・ 県職保健師の**人材確保及び人材育成体制構築**
- ・ 本庁や少数配置の保健師の**人材育成体制構築**  
(キャリアラダーに関する面接やOJT研修の実施・調整等)
- ・ 国や他都道府県、看護協会、全国保健師長会、大学等教育機関等の関係機関との保健師に関する**窓口と総合調整**
- ・ 健康危機管理に関する保健師活動の**総合調整**

・健康危機管理に関する本庁における組織横断的なマネジメントの実施及び保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師の支援

### ・統括保健師等会議の開催

統括保健師として、保健所で総合的なマネジメントが発揮できるよう会議等での情報共有や検討する場を提供していくことが重要！！

7月20日開催(検討事項)

1. コロナ対応業務の振り返り
2. 人材育成について
3. 健康危機管理体制について(対処計画や訓練等)

## <保健所の地域統括保健師の役割>

- ・自所属内保健師の保健師活動に対する組織横断的な調整
- ・自所属内保健師の人材育成
- ・本庁や管轄市町村・関係団体等との保健師に関する窓口と総合調整
- ・健康危機管理に関する保健師活動の総合調整
- ・保健所長を補佐し、自所属における健康危機管理体制確保のための総合的マネジメントの実施あるいは健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師の支援

## <現任教育担当課との連携>

○ 本庁の統括保健師及び地域統括保健師は、保健師の現任教育及び災害等健康危機管理時の保健師派遣調整を担当する**現任教育担当課と連携**し、役割を担う。

## <統括を補佐する保健師・先輩保健師>

○ 統括保健師を**補佐する保健師**や所属長保健師等**先輩保健師は サポート**を行う。

要綱に統括保健師の配置をどのように明記しているか。

人材育成の担当課長であり、保健師が配置されている。

統括保健師、地域統括保健師及び統括保健師の補佐を行う保健師は、次の者がこれにあたるものとする。

(1) 統括保健師は、福祉保健部の部付主幹とする。

(2) 地域統括保健師は、各保健福祉事務所の技術次長又は健康支援課長とする。

(3) 統括保健師の補佐を行う者は、医務課看護指導監、健康長寿推進課介護保険指導監、健康増進課衛生指導監とする。

(4) 人事配置等により(1)から(3)の役職の変更が必要な場合は、別途協議する。

# 要綱にマネジメント保健師の設置をどのように明記しているか。

健康危機管理の担当課長で保健師が配置されている。

健康危機管理体制マネジメント保健師は、次の者がこれにあたるものとする。

- (1) 保健福祉事務所の技術次長又は地域保健課長とする。  
ただし、地域保健課長(地域保健課長が保健師でない場合は別に指定する保健師)が担う場合は、各次長と連携する。
- (2) 人事配置等により(1)の役職の変更が必要な場合は、別途協議する。

保健所には2名の次長(事務次長と技術次長)が配置されており、技術次長が薬剤師等となる場合もある。健康危機管理については元々次長の役割として調整業務がある。

# 山梨県職保健師の配置や人材育成上の課題

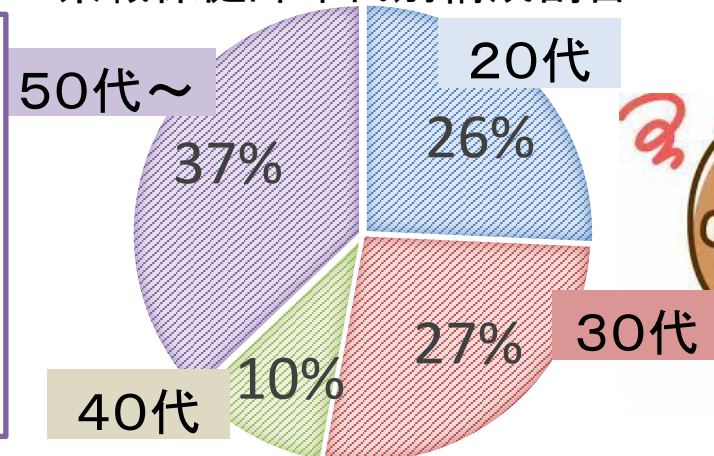
## <本県の保健師の配置の課題>

- ☑ 県職員保健師の年齢別配置状況を見ると、50代以上が37%、40代が10%となっている。
- ☑ 44歳から48歳（5年間）に配置がない。（空白期間）
- ☑ 50歳代から40歳代へのバトンタッチが鍵
- ☑ 40歳代をどう人材育成し、次を担ってもらっていくのか。・**人材育成をどうすすめるか。**
- ☑ 定年延長後の保健師の人材をどのように配置していくのか。

### まとめ

- マネジメント保健師が機能するために保健師間の連携を強化
- 課題を意識した現任教育を推進をしていく。

県職保健師年代別構成割合





YAMANASHI

ご清聴ありがとうございました